

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024年の診療報酬改定により、訪問看護ステーションぽるとは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより、訪問看護医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)情報活用加算として定められた額を所定額に加算させていただきます。

* 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

当ステーションは、これに関する施設基準に準じ、以下の通り取り組みを実施しております。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求(オンライン請求)を実施する
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(マイナンバーによるオンライン資格確認)を行う体制を有する
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、ステーション内の見やすい場所に掲示をする
4. 上記3の掲示事項について、ウェブサイトにも同様に掲載する

2025年月1月1日

合同会社 faro
訪問看護ステーションぽると